

平成29年度第1回（第2回）八尾市環境審議会 会議録

- 日 時 平成29年4月28日（金）午前10時～午後0時
- 場 所 市役所本館4階会議室
- 出席委員 翁長委員、曾和委員、鍋島委員、西村委員、花田委員、清原委員、松本委員、山川委員
- 欠席委員 中辻委員、山口委員
- 所管部長 植島経済環境部長
- 事務局 経済環境部環境保全課
岩井課長、鎌尾課長補佐、亀村課長補佐、小山係長、武藤係長、松本係長、橋本係長、馬谷副主査、小寺副主査
- 傍聴者 1名
- 議事
 - 1 開会
 - 2 審議
 - 3 閉会
- 配布資料
 - 資料1：八尾市公害防止条例（市条例）に基づく工場等の規制概要について
 - 資料2：工場・事業場の規制概要図
 - 資料3：工場・事業場に係る規制基準について
 - 資料4：悪臭規制について
 - 参考資料1：環境総合計画における目標の達成に向けた現状と今後の課題等について
 - 参考資料2：八尾市の現状
 - 参考資料3：八尾市都市計画図概要
 - 参考資料4：現行市条例の条文と検討事項の対照表
 - 参考資料5：悪臭防止法について（環境省資料）
- 議事の概要及び発言の趣旨

1 開会

会長 ただいまから第2回八尾市環境審議会を開会いたします。
本日審議となる案件は、前回市長から諮問のありました八尾市公害防止条例等の見直しについてであります。

2 審議

会長 それでは、今回配布しております資料と、本日審議を頂く内容について事務局より説明をお願いします。

事務局 それではまず、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

不足等ございませんでしょうか。ございましたら挙手願います。

今回は公害防止条例（以下「市条例」と言わせていただきます。）の概要と改正の方向性等についてご説明させていただきました。その際にたくさんのご意見を頂きありがとうございました。それらを踏まえ、今回ご用意させていただいた資料についてまずはご説明させていただきます。（参考資料1 環境総合計画における目標の達成に向けた現状と今後の課題等について）をご覧ください。これは、本市の環境行政について、環境総合計画に基づく体系別に現状と問題点、課題と市条例との関わりを列挙したものです。いきなりこれだけを見てもわかりづらいかと思しますので、環境行動レポート2016の4ページをお開けいただけますでしょうか。

これは環境総合計画と、その実行計画である環境行動計画の体系図です。一番上に（望ましい環境像）「みどりとうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち、やお」とあります。（自然に恵まれ、公害がなく、快適な市民の暮らしが維持され、地球環境を思いやる人と自然が共生するまちづくりを目指して設定されています。）（詳細は環境総合計画の57ページに記載がございます。）この望ましい環境像を実現するための目標として6つの基本方針。

1. 一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち（地球温暖化対策はここに入ってきます。）。
2. 市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち（公害防止はここです。）。

3. 快適で安らぎのある住みよいまち。
4. 身近な自然を大切にし、育て、ふれあえるまち。
5. 個性豊かな文化とふれあえるまち。

6. 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち（これは平成22年の改定で新たに掲げられた目標です。）の6つがあり、これらの基本方針の達成のために22の基本施策があります。これらの施策の実施状況についての年次報告書がこの環境行動レポートとなっております。これが本市の環境行政の体系です。では参考資料の表に戻ります。先ほど申しました22の基本施策のそれぞれにおける現状と問題点、課題と、その解決に向けた市条例との関わりについて記載しています。現在も内部でこれらの課題に対する今後の方針や、市条例の関わり等について議論を進めているところであり、今回の市条例の見直しによる検討事項は、主に、基本方針の1. 一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち、2. 市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち（全ての地域における環境基準の達成、有害物質の排出削減など）、6. 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち、ここに前回ご説明させていただきました市民、事業者、行政のパートナーシップという内容が入ってきます。そして一部3. 快適で安らぎのある住みよいまち となっております。特に今回と次回の審議会におきましては、基本方針2における基本施策4から7の部分についてとなります。以上が参考資料1についてです。

続きまして参考資料2、八尾市の現状についてご説明させていただきます。

まず人口や面積等があります。ここで、一部訂正がございます。まず、人口密度の単位ですが、 m^2 ではなく $k m^2$ の誤りでございます。次に面積は4172ではなく41.72 $k m^2$ の誤りでございます。大変申し訳ございません。修正は以上です。

その下に事業所数と従業員数、製造品出荷額が掲載されています。これは全て製造業のものでございます。2014年12月末でいずれも府下第4位となっています。

続いて人口推移ですが、前回少しご説明させていただきました通り、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。

続きまして事業所数と製造品出荷額の経年変化ですが、2008年をピークに概ね減少傾向にあります。

次に、業種別事業所数のグラフでございます。これを見ますと金属製品製造業が379と最も多く、プラスチック製品製造業や生産用機械器具製造業がこれに続く形となっております。

その下は後程再度ご説明させていただきます、八尾市公害防止条例に基づく特定工場等の従業員規模別、敷地面積別の事業所数です。市条例に基づく特定工場等には、工場だけでなく、事業場として倉庫や浄化槽もあり、一概には言えませんがそれでも従業員数でいえば1人～9人、面積で見ても500㎡未満の小規模工場が多いことがわかると思います。次に裏面をご覧ください。これは市条例制定時から現在までの八尾市における大気、水質の環境の状況と、公害苦情の状況の変遷を表したものです。この数値をみると、大気、水質共に、昭和55年と比べて大きく改善してきていることがわかると思います。大気は八尾保健所さんの屋上で測定させていただいておりますデータです。

公害苦情におきましても、昭和55年当時に比べ、特に騒音について大きく減少していることがわかると思います。市条例の成果とも言えると思います。しかし近年は年間200件程度で推移しています。環境は改善してきており、苦情の件数も市条例制定当時に比べて減少してきていますが、近年は横ばいとなっています。これが八尾市の現状です。次に参考資料3、八尾市都市計画図概要をご覧ください。工業専用地域、工業地域に比べ、準工業地域がかなり広いことがわかると思います。住工混在による公害苦情発生の原因の一つとなっています。

次に、参考資料4をご覧ください。こちらは現行の市条例の条文と、今回の改正に伴う検討事項の対照表となっています。新たに取り入れる可能性のある項目については13ページに記載しています。

これらの項目の中から今後ご審議いただきたいと思っておりますのでよろしく願いたします。今回と次回は、4ページの第2章「公害発生源等の規制」における第1節から第6節までの項目、条文で言いますと第25条から46条について、ご審議いただきたいと考えており、少し規制に関する専門的なお話になることもございますが、よろしく願いたします。

以上が前回の会議を踏まえた資料についての説明でございます。以前にお送りさせていただきました会議録の内容も含め、ご意見等ございましたら頂戴したく思います。

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明についてご意見、質問等ありますでしょうか。

委員 参考資料2の公害苦情のグラフにおいて、騒音はかなり減っていますが、ばい煙が増えているのはどういうことでしょうか。

事務局 ばい煙についてですけれども、工場から発生しますばい煙につきましては、近年、苦情としては減ってきてございます。2011年からばい煙の苦情件数が増えておりますが、これは田畑によります野焼き等について、公害苦情として件数に加えて増えているという形でございます。以前から田畑の野焼きにつきましても苦情というのはございましたが、それは公害苦情とは別で対処させていただいておりました。けれども、それも近隣住民さんからの公害苦情であるという形で、件数に加えていただいております。

委員 それが2011年から入ったから増えているということですね。

事務局 そうです。

委員 わかりました。

事務局 逆に申しますと、この大気の場合に関しまして9割以上が野焼き行為による苦情ということでございます。

委員 工場からのばい煙等は法律上の規制基準がありますよね。野焼きについては、そのような規制基準はあるんですか。

事務局 規制基準はございません。市条例上に何人も大量に物を燃やしてはならないという規定があるだけでございまして、詳細、これはだめだよという形がなく、そのあたりが我々も現在苦慮しているところでございます。

委員 苦情があった場合はどういう指導をされるんですか。

事務局 現場のほうにまいりまして、近隣から苦情が出ていますということを申します。田畑につきましては、法律、廃掃法になりますが、除外規定項目がございまして、その生産に伴う生産物を燃やすのはだめなんですけれども、例えば次年度以降の肥料のために、もみがら等をくん炭等して蒔くためであるということであれば、ちょっと周辺に配慮してお願いできませんかということに対応して帰ってきているところでございます。

会長 他に何かご質問等ございませんか。

委員 ちょっと今のことに関連してですけれども、先ほどのこの図見せていただきますと田畑はどこにあるのかなと。

事務局 八尾市は、大阪市と比べますと田畑の地域も多くございまして、特に生駒山、高安山のふもとにつきまして、やはり田畑が多く残っております。こちらの図で言いますと、色が塗られていないところが市街化調整区域でございまして、そちらが主に田畑が多く存在しているところでございます。一部、JR久宝寺駅の北側に久宝寺緑地がございしますが、その近辺にも、住宅地もございしますが、田畑も多くございます。

委員 ありがとうございます。

事務局 あとそれに関連しまして、先ほど説明がありました田畑の野焼き苦情に加えまして、これは八尾市の現状といたしまして、今説明がありました生駒山のふもとに集積しているんですが、造園業者さんが非常に多くございます。そのお仕事をされて剪定された枝等をもって帰ってこられましてそこで野焼き行為をすると、その煙に対する臭いですね、そういう苦情も近年多いという現状でございます。

会長 他にご質問等ございませんか。
それでは説明を続けていただきましょう。

事務局 それではここから本日の議題についてご説明させていただきます。本日の議題は大きく2つ、1つ目が工場等に関する規制のうちの許可制度、有害物質、規制基準などについて、2つ目が悪臭規制について、でございます。それでは資料1「市条例に基づく工場等の規制概要について」をご覧ください。それでは本日の議題についてのご説明をさせていただきます。本日の議題は大きく2つ、1つ目が「工場等に関する規制」のうちの許可制度、有害物質、規制基準などについて、2つ目が悪臭規制について、でございます。それでは資料1「市条例に基づく工場等の規制概要について」をご覧ください。また、前回お渡しさせていただいた市条例、規則、要綱3段表があればお手元にご用意いただきたく思います。よろしいでしょうか？
それではご説明いたします。市条例に基づく工場等の規制について、大きくは全ての工場等に適用される規制基準等と、条例で規定する特定工場等の許可制度の2つがあります。

資料2をご覧ください。本市における工場等の規制概要図でございます。

外枠の○が全ての工場等で、その中の一部が市条例で定める特定工場等でございます。上の□の枠内が全ての工場等に対して適用される規制等であり、第25条の規制基準の遵守から、第31条の事故時の措置までがございます。

その他の規制としまして、工場等以外にも適用されますが、屋外燃焼行為の禁止と油分等の流出防止がございます。この中から本日は第25条の規制基準と第29条の悪臭についてが、議題でございます。

下の部分が、特定工場等に関する許可制度であります。

さらに、図の左の部分、□の部分について、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」と言わせていただきます。）に基づき、騒音規制法、振動規制法対象工場を除くすべての工場等に対して、市条例と同じ規制基準が適用されます。

さらに、図の右の点線の○について、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、府条例の大気、水質関連などの対象施設を設置している工場等については別途、これらの法令に基づく規制がかかります。その他の工場は適用を受けません。

以上が本市における工場等の規制概要です。それでは資料1にお戻りください。（2）番、見直しの方針について、基本的には、公害発生の未然防止と市民の生活環境の保全という、市条例のこれまでの役割を継承し、公害関係法令を補完する形で必要な公害対策を講じることとします。その一方で、規制基準などについて、公害関係法令と2重規制になっている部分について整理する事とします。

それでは、2番、本市の特徴であります特定工場等の許可制度についてご説明いたします。（少し間をおく。）

許可制度について、「許可」とは、一般的には、法令で禁止されている行為について、特定の場合に限ってその禁止を解除する行政行為をいいます。八尾市は中小企業が多く、住工が混在しているため、騒音などの公害苦情が発生しやすい状況にあります。先ほどの苦情件数においても、昭和55年度は合計335件あり、そのうち騒音苦情が173件ありました。そこで、条例で定める特定工場等に許可制度を導入し、独自の許可基準を設けるとともに、対象となる公害関係法令、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、府条例に基づく手続きや規制についての指導も合わせて行うことにより、総合的な公害発生の未然防止を図ってまいりました。どんな工場等があるかと申しますと、参考資料4の14ページ以降をご覧ください。別表第1、特定工場等とあります。大きく4つに分かれておりまして、1から3まで

の工場と、4の事業場があります。かいつまんでご説明いたしますと、工場としては、ほとんどが1の「定格出力の合計が、2.25キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を行う工場」に該当します。それ以外の小規模工場についても業種によって2と3に規定されています。4の事業場で申しますと、16ページと17ページ、1番のガソリンスタンドや、16番一定規模以上の倉庫なども該当します。次に市条例に基づく許可申請の申請内容と許可手続きについてご説明いたします。

申請内容は、(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。

(2) 特定工場等の名称及び所在地。

(3) 第2条第1号の特定施設の種類、位置、構造及び数量（後程登場します。）。

(4) 公害の原因となる物質等の処理の方法（有害物質等）。

(5) 建屋の構造（騒音の関係で必要となってきます。）。

(6) 主な原材料。

(7) 作業の種類及び方法。

(8) 排出水の量及び汚染状態。

(9) 特定工場等の敷地面積となっております。

次ページに行きまして、これが許可手続きの流れです。

先ほどの申請書が受理されますと、周辺への周知のため、現地に表示板を貼っていただきます。そして市条例の許可基準の適合状況について審査を行い、適合していれば許可します。許可証の交付と、この時に手数料を収めていただきます。

工事が完了すれば完了検査を行い、ここで許可基準の遵守状況を再度確認いたします。適合すれば工事完了確認書と許可済みプレートの交付を行い、工場等の操業が可能となります。

以上が手続きの流れです。

次に(3) 特定工場等の件数についてご説明いたします。

市条例施行前からの既設工場等と施行後の新設工場等があり、これまでの許可等の総件数が9607件、許可申請上の現状の件数が、平成28年度末で4712件となっております。これを見ますと、市条例上は5000件近く減っていることとなります。

次に、現行許可制度の課題についてご説明させていただきます。

特定工場等については、先ほどの市条例別表第1にて規定されていますが、現状を踏まえ、追加、削除、変更等が必要となっております。方針とし

まして、有害物質を使用等する可能性がある、または騒音、振動、粉じん、悪臭等、公害苦情発生の可能性のある工場等を規定することとします。

次に、お手元の三段表の市条例第33条のページをお開き下さい。13ページ目くらいです。

市条例第33条の「許可基準」と、次ページ第34条の「許可の条件」において、条例に基づき規則、要綱にそれぞれ規定があります。これを公害関係法令との兼合いも踏まえ、整理が必要となっています。

(見直しの方針) 市条例第33条第1号においては、許可条件として、第25条の規制基準の適合と定められているため、第25条の規制基準の整理と合わせて行うこととします。また、悪臭、地下浸透、公共用水域への油分、色水の流出による苦情の未然防止など、今後の個別検討結果を踏まえ、改正することとします。

次に、この「許可の基準」または「許可の条件」において、公害関係法令以外の法令遵守(建築基準法、都市計画法等)についてどこまで盛り込むか、また、盛り込むことができるのか、課題となっています。

他法令違反について、住居系の用途地域など、建築基準法に基づく用途規制違反等で操業している工場等に対し、市条例としてどう対応するべきか、課題となっています。

未許可工場について、特定工場等に該当しているにもかかわらず、未許可で操業している工場等があります。特に、一つの建物に複数の小規模工場が入居している貸工場については、入れ替わりも多く、許可漏れにつながっています。

(見直しの方針) 事業者に対し、法令遵守の必要性について認識させ、許可取得のメリットについても強調し、市条例の更なる周知による未許可工場の減少へとつながっていく仕組みづくりを進めるとともに、悪質な事業者に対しては指導強化を行っていきます。

以上が現行許可制度における課題でございます。市条例の規制制度の根幹となる部分であり、他部署との調整も含め、現在も検討中であります。方針案が固まり次第、次回以降、御審議いただきたいと考えておりますが、現段階で何かご意見、ご質問、ご指摘等ございますでしょうか。特に公害関係法令以外との関係については、市の条例としてどこまで踏み込むか、非常に難しいところであると考えております。よろしくお願ひいたします。

会長

ありがとうございました。それではただいまの事務局の説明について、意見、質問等あればよろしくお願ひします。

委員 ちょっと法律に絡んで、公害関係法令以外の法令遵守が課題と、これについてどこまで盛り込むかが課題となっているようですけど、法律で決まっているのは守ってもらうのが当然だと思うんですけど、それを入れる必要はあるんでしょうか。

事務局 許可の条件といたしまして、市として許可しますので、法令遵守というところになりますけれども、法体系が別になりますので、公害関係法令の遵守をしているところに対して、許可を与えなければならないのではないかとのお話も一方でございますので、その辺を、法体系の違うところの調整といいますか、指導権限も分かれておりますので、その連携も含めまして、課題となっているところでございます。

会長 今回の点で少し、要するに建築基準法違反の建物があったとしたら、建築基準法ではですね、例えば違反に対して是正をせよという指導とか、是正命令とか、最終的には代執行とか、そういう仕組みがあるんですけども、この条例とは別個に執行の体制がある。ここで考えているのは、そういう時に例えば一方で許可を与えていて、一方で違反している、違反しているものに対しては許可を与えないという形でリンクさせて、実行性を強化できないかという、そういう問題意識だと思うんですね。実際上はそういう必要性は良く分かるわけですけども、法律家の目から見れば、日本の行政はわりと縦割り行政になっていますので、そういうことをどこまで結び付けられるのかというのは、1つの公的な課題なわけですよ。ここから先が私の意見ですけど、公害防止条例という形で目的を公害の防止という形にした条例にしておくと、なんでもかんでもその条例でいれてくるっていうのは、最初の条例の目的からみてちょっとどうかという議論が出るように思うんです。これを例えば八尾市の快適な環境、生活環境、快適な市民の生活を守る条例のような大きな目的にしておくとそういう目的の範囲内で例えば都市計画に照らして問題があるところにこの条例でもひっかけるというのはですね、ありうるかもしれないです。だからまさにこの公害防止条例の守備範囲を狭い意味の公害防止というのに限ったままでいろいろ取り込んでいくのはちょっと無理があるなと思います。

委員 ちょっと関連してよろしいですか。前回の資料の参考資料3をちょっと見ていただきたいのです。今の関連で、私の感想ですけども、その理念ですね、参考資料3の裏の八尾市における現行の公害規制の概要という、図2ですね、これを見ると非常に今副会長さんがおっしゃった内容を関連

付けられるのかなと思ひまして、左のほうに国の環境基本法ですね、それから二段目に大阪府の生活環境の保全等に関する条例、それから右に八尾市の公害防止条例、それが法律、条例の3段構えになっていますよね。右の府と八尾市の公害防止条例の空白のところは、左に習いなさいと、基本的にそういうことではないかなと私は解釈しているんです。しかし、八尾市の実情に合わせてこの空白を、見直しを行う八尾市公害防止条例は盛り付けをしていかなければならないのではないかと、今副会長がおっしゃったように。だからこういう表があれば、私もこういう審議会初めてですから、非常に明確にどういう関連ができていいのかと、それから国の法律がここにいろいろ書いてありますけど、若干抜けている法律もあるんじゃないかと私は思っております。そういう関連付けで判断すればいいんじゃないかと。それで、悪臭防止法なんかは今、あまりかかれてないですけども、これから今日の議論も踏まえて、ダイオキシンなどの化学物質も含んで充実をして行こうということで、非常に結構かと思うんですね。それで、こういう表をA3ぐらいの大きさにしていただき、事業者とか一般市民でも一目で分かる、公害防止条例に書いていないことはどれにしたがうのかということで、左を見れば府条例、府条例になれば国の法律を見ればいいという形で、これからの審議において、こういう関係を充実していただけたらと思います。これは1つ、私の個人的な意見でございます。

それと、この公害防止条例を実際に発行する段階において、こういう図2のような表を、公害規制の概要として添付できないものか、附則になるのか分かりませんが、添付していただければ、私市民個人、あるいは事業者にも非常にわかりやすい、守りやすい位置づけになるんじゃないかなと、他市ではこんなことやってないと思いますけれども、八尾市は独自でやっていいんじゃないかと私個人の見解で思います。それから、副会長さんから今ありました条例の名称ですね、公害防止条例というのは、私も古い人間ですから四日市ぜんそくとか水俣病などのイメージを抱かせるような、なんかマイナスなイメージですね、それを防ぐための規制という解釈になってしまうんですけども、例えば府に習って、八尾市生活環境保全条例とか八尾市環境を守り育てる条例という風に前向きな名前に変える議論をして最終回までの間に決めていくのはどうかなということを思っております。以上でございます。

会長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

委員 確認ですけれども、特定工場というものを定めて定義して広く許可制度をおくというのは、これは八尾市の特徴と考えていいんですか。個別の法律でいくつか、例えば大気汚染防止法だと特定工場等があって届出の対象にするとかいろいろありますけれども、それとは別個に八尾市では生活環境にかなり影響を与えるようなものを広く特定工場として定義をして、それについて許可制をして包括的に規制をしようとしている、ある意味では進んだというか、全国的にこういう環境を守るといふ施策の中では先進的な取り組みのように思いますが、そういう理解でよろしいんですか。

事務局 府下で申しますと、同じような許可制度を敷いているところは東大阪市と八尾市だけです。豊中市も許可制度がありますが、手数料をとっているのは本市と東大阪市だけで、同じように住工が混在していたということもございます。全国的に見てもさほど多くは無いと思います。

委員 それから2ページ目で、この件数の表があつてこの上の段のこれまでの許可等の総件数と、下の許可申請上の現状件数との違いというのは。

事務局 これは市条例が施行された時に、それまでに操業していた工場等は既設の届出を頂いていまして、新設の許可というのは、それ以降に許可申請が出てきた分の総トータルの件数でございます。下は廃止された工場をひいたものでございます。本市が届出申請上把握している実件数ということでございます。

委員 現状というのは下でわかって、過去に許可を得たことのある、現在は廃止されている工場を含めると上のようなになるということですね。そうすると5000件近く減っているというのは、なくなったということなんですか。

事務局 工場だけでなく事業所もありますので。例えばある一定規模以上の浄化槽というものもあるんですけれども、これは下水道に接続すればなくなったことになります。というところもありますので、すべてが工場というわけではないですけれども、それでも減少傾向であることは間違いないと思います。

事務局 先ほどおっしゃっていただきました昭和55年の当初ですね、許可制度が始まったのは。未然防止という観点から、当時は最新だったと思ってい

るところですけれども、現状、府内でも2市許可制度を敷いているところ
です。この形を今後継続すべきか、これをリニューアルするのとかという
ところも我々思っているところでございます、現行はこの制度のおかげ
で未然防止を果たしているというある一定考えはもっているんですけれど
も、引き続き許可制度を存続し、また、さらに強化するのか、若干の緩和
をするのか、その点を含めましてご審議いただきたいと思っております。

委員 関連で質問よろしいでしょうか。冒頭で話題になっていました野焼きの
話とかは2ページ目の(4)に書かれているような追加とか削除の中に入
ってくるようなものなののでしょうか。というのがひとつと、3ページ目の未
許可工場というのがどれくらいの割合なのか何件くらいなのか把握されて
いるのでしょうかというのを教えてください。

事務局 まず野焼きについてですけれども、農業の畑とかはもともと対象に入っ
てきません。こちらは工場、事業場になりますので。

委員 事業場にはならないということですか。

事務局 そうです。

事務局 野焼きに関しましては、許可制度とは関係ございません。例えば「何人
も」という表記があり、許可制度とは関係なく、野焼き行為は規制の対象
になります。ただし一部、先ほどからあがっていますように、農業に関す
るものであったりとか、除外規定も含まれています。というところです。

事務局 未許可工場についてですけれども、年一回になります、特定工場等の
許可を取っていただいている工場さんに対し、文書を送付しております。
啓発の意味もあり、環境月間に公害防止責任者だよりという啓発のチラシ
を、7月に公害防止責任者研修会を行っている関係もあって送らせていた
だいています。その際、あて先不明で返ってくる場所がございます。毎
年数百件返ってくるんですけれども、それに基づいて調査をやっています。
その中で、おそらく未許可工場であろうと、入れ替わって操業しているで
あろうということが概数で177件、これは正確な数字ではないですが、
ございます。もちろん、指導中のところもございます。

委員 1つ教えていただきたいのですが、見直しの方針のところ許可取得の

メリットについても強調し、というところがございます。許可取得のメリットを、一度整理して教えていただけますでしょうか。

事務局 許可ということで、許可証とプレートをお渡しさせていただいています。これをもって八尾市の公害防止条例の基準を守れて、公害に対する対策はされていますよという一種の証明といえますか、そういう意味でお渡しさせていただいております。ただ現状、もう少しメリットについては考えていかなければならないというところがございます。

委員 許可されましたら、有効期限何年とかはないのですか。

事務局 有効期限はないです。

委員 だからその事業者が、例えば倒産とかしたときとか、それからわかっちゃいるけど、申請するのがめんどくさい、金がいる、だから看板つけたままというのがあるんじゃないかと思えますけど、その辺はどうなんですか。

事務局 そうですね。我々も条例の周知は随時図ってはいますが、新たに建築される分につきましては建築部局と連携を図っておきまして、開発の相談の時に当課のほうに合議、協議という形でくるようにしております。そこはある程度大丈夫ですけども、ここに書かせていただいていますような、貸工場の入れ替わりという、建築がまったくないというところが、行ってみると事業所が入れ替わっているということが多いです。

委員 貸工場みたいなところがありますね。事業者がよく入れ替わると、そういうことともう一つは大きな建屋を持っておられる工場でたとえば騒音振動規制法なんかの場合ですね、コンプレッサー、今まで1台であったのを10台持つようになったと、事業の拡大でね、そしたら当然音は増えますよね。近隣の住民、まあ当然文句を言う人がでてくると思うんですけど、文句言わない人は辛抱しているということになります。そういうところのチェックをやっぱり、毎年というのは大変だと思いますが、適切な時期を定めて法律と絡めて騒音、悪臭とかいろいろありますよね、その辺でチェックをするようなことが盛り込めたら一番いいと思うんですけどね。難しいですか。

事務局 先ほどおっしゃっていただきましたコンプレッサー1台から10台という

お話ですが、1台から2倍以上、3台以上になりますと、変更の許可対象になります。でもそれも事業者さんのほうから申請していただく必要があるというところではございます。それを忘れていたもしくは知らなかったという事があると思いますので、そこは今後文書を発送するときに何か考えとか、毎年でなくても、条例に規定するかどうかも含め、今後検討していきたいと思います。

委員 3年に1回とか、5年に1回とかそういうスパンでいいと思うんですよ。それと、八尾市の予算、最近回ってきた市政だよりを見ますと、一千何億円とかありますよね。歳出の予算のうち、環境保全事業で82億円と記憶しておりますが、それは実際どういう方面で使われているのでしょうか。おおまかに1, 2, 3で大きな額からいきますと、すみません、あまり時間をとってもいけませんので。一番多いのは。

事務局 環境という表現は、広い意味で衛生という面でいきますと、いま直営でやらせていただいているごみの収集、廃棄にかかる経費です。主にはそこが一番、人件費が。その次に環境という部分の啓発であったり規制という業務をさせていただいています。

委員 環境はどんどん幅が広がっていきますからね。これは500億あっても足りないと思います。市として有効にお使いいただいていると信じております。ありがとうございます。

事務局 先ほど、委員におっしゃっていただいた許可制度のメリットというところが、委員にもおっしゃっていただいています許可制度がどうあるべきかと、我々が先ほどご説明させていただいたところとも繋がってくるのかなと思っています。やはり今までは行政がある一定の基準をクリアする、この構造であれば大丈夫ということで許可を出していましたが、未許可工場との加減でありましたりとか、この許可をとるメリットを、その見せ方についてですね、我々も事業者様のほうで独自で、例えばEMS関係を取得されていますところであれば自社のホームページでPRされるとかも考えられます。市として未許可のところには何か手立てをするのか、あるいは許可工場等を大々的にPRする制度がいいのかも含めてどういったことが事業者様としてメリットと感じ取られるのか、またそれが、自分が実際行っている事業に直結するのかということも含め、メリットと感じていただけるようなところも行政として今後の検討課題として認識してございます。

委員 一回許可を出したらそのままというお話もございましたので、その運用の仕方も含めて、あと、メリットというのは事業者さんがそう感じていただけるようなやり方というのを少し考えていく必要があると、許可制度については思いました。

委員 この許可制について、今メリットの話があるが、デメリットについて、許可を受けるべきなのに受けていないときにどういうことがあるかということ、今見ておきますと、罰則はないんですか。

事務局 罰則はございます。まず、命令があります。第46条に、第32条第1項の許可を受けないで特定工場等を設置しているもの、または許可を取り消されたものに対し、操業の停止を命じることができる、という非常に厳しい規定がございます。

委員 そしてこの46条違反に対しては、罰則はあるということですか。

事務局 第71条ですね。2年以下の懲役または50万円以下の罰金。

委員 厳しいですね。わかりましたけれども、操業の停止命令というのも厳しいし、罰則も、額とか、ちょっと厳しいですよ。だから、もう少し中間的な不利益といたしましたらおかしいですけど、許可を得るように、メリットを強調するというので、デメリットでもう少し経済的なデメリットを、もうすこし緩やかならうと思ったらおかしいですけど、これあまりに厳しくしすぎるとかえって実効性がないわけで使えない。これを発動してしまうと。死活問題になるようなことだから。

事務局 今おっしゃっていただきましたように、我々もこの操業停止命令を実際に行ったことはございません。例えば、公表をすとかいうことを、内部では検討しました。そのマイナスの部分をご取締まるというか見せていくというやり方で、すべてが網羅できるのかという視点と、あとは他法令との関係ですね。先ほどの話にも出ましたように、例えば建築基準法違反のところに入っている工場さん、知らずに入っている、例えば、店子として入っているという形の中で、関係法令、環境関係法令ですね、現場を見て許可はとれるといった条件にもかかわらず、許可を出せていない事業者もございます。事業者としては環境を守っていこうと思っている、しかし

たまたま入った貸工場がそもそも違法性があったといった場合の対応が、さきほど申しました問題のところにも関わってきまして、この3者がリンクするような形で、我々が今後、進むべき環境の方向性などにつきまして、皆様にご審議いただけたらと思っているところでございます。

委員 もうちょっと国際的な、あるいは大企業的な話になりますけれど、ISOの環境に関するいろいろな基準を取得した企業であるとか、優良企業みたいなそれを奨励するシステムがあるじゃないですか。だから、八尾市のそういう環境を進めるのに貢献している企業というような積極イメージを付与するようなものであれば、先ほどのメリットになるのかもしれないと思います。

委員 ちょっといいですか。続きですけれども、私はEMSをやっております、ISO、KESに関連しております。やはり企業さんの努力というものを行政が認め合うということで、環境賞ですね、京都市の事例を見ますと環境賞ということで賞を渡すと、1年に1回、そのような行事をやっています。だからそういうことが大きく見えてくると企業さんも、やはりEMSをとらなければ、というよりも、環境に良いことをしなければ、という意識が自然と芽生えてくるんじゃないかと。そして大手企業さんも、八尾市のほうは中小企業さんが多いですけども、大手企業さんにいろいろ納品とかされたときに、大手企業からみてその中小企業さんが、EMSをちゃんととられているということだったら非常に安心感があるんですね。それから評価も3項目4項目の中の1点が優秀ということで評価されています。現実に八尾市役所さんは、KESのステップ2を認証されています。非常に環境にも熱心な市役所さんですから、そういう点でISOやKES、今一度よくPRしていただいたほうがいいのではないだろうか、そうすることによって市全体のレベルが上がっていく一つになるのではないかと考えます。

事務局 事業者様のEMSの取得の促進については、今後も行政としては考えていかなければならないと考えています。

委員 この特定工場は、生産ということですからエネルギーを使うということで、温暖化、温室効果ガス削減ということで言いますと今おっしゃられたサプライチェーンで納入する先が仕入れ元といいますか、前の段階のところにも削減を求めるといような流れもございますので、そのあたりをメリ

ットということでいけばいいのではと思うところと、それから今お聞きして思いましたが、例えば事例紹介、よくやられている温室効果ガスだけではないですけども、騒音のことなど、いろいろなことをちゃんとやっていらっしゃる企業さんに事例紹介をしていただくような機会を設けて、それをレポートみたいな形で市のホームページに載せるというのもひょっとするとメリットに入ってくるのかという風に思いました。

事務局 現状、この条例とは別になりますが、環境関連法令が守られており、環境への取り組みが活発な事業者様を、ものづくりの視点と合わせまして、ホームページに掲載させていただいております。許可制度の一つの項目にこういった部分を追記することによりまして、例えばホームページにどうしたら載るのかという問い合わせがくるなど、プラスの要因へと持っていけたらと思っております。我々も職員数が十分ではなく、八尾市の面積に対して工場がかなり多くある中、1社残らずすべてに制度を徹底できるのかというところとちょっと難しいかなと。市の職員自身も働き方を変えるという視点もございますので、許可制度の中で未許可工場をどう対策するのかという方法についても、何かこう自発的に申請を出してくるような仕組み作り、それが一つメリットということであれば申請を出してくる、逆に許可手数料をとられるだけで別段うちは今のところ操業できているし問題ないということであれば許可を取らないでしょうし。あるいは近隣住民からの報告といたしますか、あの工場は許可をとっているのかという情報をいただいた方に対して制度として何かするなど、市の職員が現場に行かずともそういった情報を集められる仕組みをつくるのかといったいろいろなアイデアはでていますが、実効性が担保できるものが何かあればと考えているところでございます。

委員 今のところの説明では許可制度っていうのは積極面もあるということで、それは残すという方向でしながら、どうすればそういう未許可のところを減らすのかとか、そういう議論をしているということによろしいですね。

事務局 はい。

会長 ほかにご質問なければ次に進みたいと思います。

事務局 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは引き続き、資料1の3番、規制基準についてご説明いたします。

それでは、引き続き 3. 規制基準についてご説明いたします。

現行市条例におきましては、全ての工場等に対し、水質、騒音、振動についての規制基準が適用されます。

公害関係法令においても規制基準があり、特に水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、府条例に基づく規制基準の適用を受ける工場等については、二重規制となります。また、水質において、有害物質の項目や規制基準において、一部公害関係法令と違いがみられます。よって、公害関係法令に基づく規制対象外の工場等については、有害物質の項目、規制基準について、異なる基準の適用を受けることになっています。一例を上げますと、水質汚濁防止法又は府条例対象事業場（資料 2 で申しますと点線の○の中です。）は有害物質 28 物質について規制を受けるのに対して、それ以外の工場等は、市条例に基づき 8 物質しか適用を受けないことになっています。

このため必要な規制については、公害関係法令との適用関係を整理するとともに、有害物質の追加や、必要のなくなった基準の削除、基準の内容の見直しなどにより規制基準を整理いたします。

規制基準の改訂方針の案についてご説明いたします。

資料 3 も合わせてご覧ください。まず表についてご説明します。

規制基準について、排水、騒音、振動の排出基準と水質に係る設備基準があります。排水基準について、カドミウムなどの有害物質 8 項目と、生活環境項目に分かれ、さらに生活環境項目の中でも、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）（この二つは有機的な水の汚れの指標です。）、SS（浮遊物質（水中に分散している固形物の事です。）、ルマルキサン抽出物質（油分の事です。）の 4 項目と、その他の項目（水素イオン濃度（よくピーエイチと呼ばれているもので、酸又はアルカリのことで、）など 11 項目、に分かれております。

有害物質については全ての工場等、生活環境項目については、水素イオン濃度を除き、1日の通常の排水量が 30 m³以上の工場等に適用、水素イオン濃度については、1日の通常の排水量が 10 m³以上の工場等に適用されます。

①水質の排水基準について、水質汚濁防止法及び府条例対象事業場と同等の規制をかけるため、有害物質を水質汚濁防止法、府条例に合わせて追加し、規制基準値も全て合わせることにします。

特に有害物質は幅広く使用されており、有害物質が公共用水域に排出された場合は、その量によらず、環境汚染と健康影響を生じるおそれがあります。また、地下水や土壌汚染の未然防止の観点からも、対象物質を法・

府条例に合わせて拡大するものです。

②二重規制解消のため、水質汚濁防止法に基づく特定事業場、府条例に基づく届出事業場については、水素イオン濃度以外、市条例に基づく規制基準の適用対象外とします。(水素イオン濃度については、1日の通常の排水量が30m³未満の工場等は、大阪府の条例の規制を受けないため、それを補うものです。)水質で言えば、あと、もう一つ、表にございますが、府の条例の横出しとしまして、生活環境項目のうち、BOD、COD、SSについて、公共下水道処理区域等における既設工場等(市条例施行日以前に設置された工場等の事です。)に対する基準の強化を行う予定です。

③騒音、振動については、府条例において全ての工場等に対して規制基準が適用されます。そのため、改善勧告や命令の内容等も考慮した上で、特に騒音については、カラオケ規制との兼合いも考慮した上で整理する事とします。

④水質に係る設備基準について、資料3の一番下の部分ですが、これについては、大阪府公害防止条例にあった規定であり、現在の府の条例では削除されています。市条例においても必要性がなくなったため、削除します。

⑤許可基準との関係について、①～④を踏まえ、市条例第33条第1号の許可基準について、表のように、現行の「市条例における規制基準の適合」から、「公害関係法令及び市条例における規制基準の適合」という内容に改正します。これにより、公害関係法令に基づく規制対象工場については、当該法令に基づく届出の審査により、その基準に適合することが市条例の許可の基準に適合することとなります。

次に(3)市条例に基づく特定施設についてご説明いたします。

市条例施行規則別表第1において、水質、騒音、振動を発生する施設として、公害関係法令と同様に特定施設を規定しています。

特定施設の意義、役割について、特定施設を設置する場合、許可申請において、種類、位置、構造及び数量について記載する必要があります。

汚水に関する特定施設を設置する場合、許可申請書に別紙1～4を添付する必要があります。内容はほぼ水質汚濁防止法、府条例の届出と同じです。

別紙1施設の構造、別紙2施設の使用の方法、別紙3汚水等の処理の方法、別紙4排出水の汚染状態及び量となっております。

これに基づき規制基準を遵守できるか審査することとなっております。

騒音・振動の特定施設において、新たな特定施設の設置、又は変更で施設の数直近の許可時の2倍を超える場合、変更許可対象となります。

規制基準のうち、排水に関する規制基準において、備考欄に記載がありま

す。

特定施設に関するこれまでの整理といたしまして、平成27年度の規則改正において、大気関係は削除、水質は一部文言修正。騒音・振動は、基本的には法、府条例に合わせる形で変更しました。

今回の改正に伴う案として、まず、汚水に係る特定施設は削除します。

この施設は、ほぼ大阪府公害防止条例と同じものです。水質汚濁防止法、府条例にもそれぞれ対象施設があり、設置する工場等については届出が必要となります。それ以外の工場等についても市条例で規制基準が適用され、特定工場等については市条例の許可対象にもなります。その中で、水質汚濁防止法、府条例の対象施設はなくても、排水量や有害物質等の関係で排水処理施設を設置する場合、特定工場等の許可申請時に別紙3と別紙4について添付させることにより、規制基準の遵守状況の確認を行うこととします。

次に、騒音・振動に係る特定施設について、騒音・振動に係る特定施設はこのまま残すこととします。

設置した後に周辺住民から苦情が発生した場合、解決に時間と費用を要することとなります。本市は住工混在で、特に騒音に関する苦情は現在も発生していることから、変更許可条件との関係もあり、このまま残すこととします。平成27年度の規則改正時に一度改正しております。

以上が資料1についてです。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員 一般にこの二重規制の見直しということについてなんですけれども、二重規制というのは同一の対象に同一の目的で規制をしているということですよ。それで、規制の内容も同一であれば、これは法律とか府条例で規制しても八尾市の条例で規制しても結局同一内容だったら重なっているから、こういう部分は条例にそのまま残してもいいし、なくしてもいいという判断でよろしいですか。というのは先ほど排水基準、有害物質について、現行条例は8項目だけれども、法律とか府条例と同じく28項目にして、基準も合わせるっていう、これは同一内容で八尾市の条例でも規制するということですか。

事務局 法律、府条例の適応を受けないところにつきましても、現行の法律、府条例と同じく28個の有害物質について、同じ基準を当てはめようというところがございます。横出しといいますか。

委員 その横出しはするということですか。

事務局 そうです。

委員 範囲が広いわけですね。対象、有害物質を規制している工場等の定義が広がっていて。

事務局 それがもともと8項目でしたのを28にしたということでございます。

委員 この部分の二重規制解消というのは、項目を28項目にして、8項目から28項目にしたという点は規制の強化になるわけですね。

事務局 拡大といえますか。

委員 規制の拡大ですね。そして法律とか府の条例との関係で言うと、元々対象としている工場が広いので、こうやって拡大するというのは横出し、つまり一種の上乗せになるわけですけど、これも規制の強化になっているという。そうですか。

事務局 そうです。

委員 関連しまして、今後この審議会で現行の公害防止条例においていろいろ検討していくわけですけども、そこで出たこととか、以前と比べてとか、それから法律と府条例のお話が今ありましたね。それと比べて、市の場合だけに限って、今出ました横出しとか上乗せ、その項目は何かということ資料に横バーか下線かをひいていただいたらありがたいんですけど。一目でわかりますので。これはお願いです。でないと環境法と府条例とどこがどのように違うのかと、特に上乗せ、横出し、対象範囲を増やされた場合に、それから規制を厳しくした場合に、そういうところですね、従来のものも含んで、違うところを明記していただけたらありがたいんですけどね。これは要望です。以上です。

事務局 ありがとうございます。

委員 今との関係が。今日は基本的な方向だけやるのか、具体的な項目はまた

別途検討があるんですか。

事務局 具体的な項目といたしますと。

委員 例えば、騒音基準だったら削除も視野に入れると、削除するのもしないのか最終的結論はまたもういっぺんやるわけですね。

事務局 はい。

委員 だから、ここで方向、方針案として出されているのをもう一度確定する機会があると考えたらいいのですか。最終的にはこういう風に条例、規則を改訂しますという。

事務局 そうです。はい。

委員 そうですね。それですと、それを前提にもう少し基本的なやり方を、先ほどの二重規制の部分を見直すという話でね、同一対象に同一目的で規制があって、まさに同一内容だとしたら、もう法律や府条例に任せるよっていうやり方でもいいし、同一内容だから八尾市の条例でも同じように書いておくっていう両方ありうるわけですね。それで、騒音基準については見直しの方向が全工場に対して府条例の基準が適用されて削除も視野において検討と書かれているのは、全くもう、法律とか府の条例での規制をやれば十分だから八尾市ではあえて何も書かないという、こういう趣旨という風にとらえればいいのですか。

事務局 そうですね。ただ、その検討というところにさせていただいたのは、基準は全く同じで対象工場も一緒なのですが、改善、例えば勧告であったり、命令であったりとかですね、そのあたりの内容まですべて同じかどうかをもう一度精査、こちらでさせていただいて、その上でもう一度案としてお示しさせていただこうと思ひまして、基本的には委員がおっしゃいましたように同一内容、同一目的、同一の基準であれば、法律、府条例の権限も今は八尾市長が持っております。中核市になりますとさらに権限が広がります。そのあたりを整理する方針で、改正の案につきましてはまたお示しできたらと考えております。

委員 今はざっくり項目ごとにやっているけど、何がどう風になるかが

わからないというのと、それから同一だから二重規制になるからやめましようという話と、もう一つは同一対象、同一目的で規制しているけど、やっぱり八尾市独自のアレンジが必要だから、例えば横出しをします、上乗せをしますという部分とがあるはずなんですよね。そしたらそういう形の整理をして示されると、ここの部分は八尾市の特徴として横出し、上乗せをしているんだと、ここの部分は要するにダブってるからやめるんだなどというのがわかるんですけど、そこがまだうまく伝わってこないの、二重規制だから見直すっていう中身をね、いくつかのパターンに分けてね。

事務局　　今おっしゃっていただいています部分につきましては、これはちょっと文字で書かせていただいています。例えば規制数値でそれぞれ書かせていただいて、それにそれぞれどのような罰則が付帯してくるのかも含めまして表のような形でお示しさせていただきまして、八尾市が独自でやる部分があるのかとか、それから同一項目だけなのかというところも併せてそういった形でお示しさせていただきましたら、当初おっしゃっていただきました法律、府条例、市の条例との見やすいような形で並べることを考えておりますので、そういった形で一度検討させていただきます。

委員　　意見ですけど、今日はまだ悪臭規制についてのテーマが残っているんですね。それと委員さんがおっしゃった地球温暖化などについても6月の段階で詰めていこうということですね。このスケジュールを見ましたら。

事務局　　そうです。

委員　　そういうことですね。わかりました。

委員　　ちょっと確認しておきたいんですけど、許可制度を残すという前提ですとね、騒音の基準とか新たに設けなくても、例えば府条例とか法律は遵守していることとかそういうことが許可条件としては入るわけですよね。

事務局　　そうですね。そういうイメージで今動いているところがございます。そこで過不足がないのかの精査をまだ今やっているところです。大まかな方針はそういうところです。

委員　　ちょっと1点だけ、教えてほしいんですが、この府の条例にあるからということですけども、実際命令とかを出すのは八尾市長で実態は変わら

ないということですね。もし府条例にあるからというので八尾市の条例に含めない場合、府に頼らざるを得ないということではないですか。

事務局 そのあたりの規制内容につきましてはすべて八尾市長に権限がおろされておりますので、そういう命令、勧告等すべて八尾市のほうで行うということになってございます。それが抜けたから大阪府が、とかということとはございません。

委員 それは他のところでも基本的には八尾市が取り扱えるということは変わらないという理解でいいんですね。

事務局 はい。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかにご意見、ご質問等ございませんようでしたら、次に進みたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 それでは議題の2番目、悪臭規制について、ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

 本市の悪臭規制と致しましては悪臭防止法に基づく規制と、市条例に基づく規制があります。

 まず、悪臭防止法に基づく規制についてご説明いたします。

 参考資料5もご覧ください。これは環境省の資料です。おもて面が悪臭防止法の規制についての解説と、裏面が法に基づく体系図となっております。「悪臭」とは、人が感じる「いやな臭い」、「不快なおい」の総称です。勿論個人差がありますが、迷惑だと感じる人がいれば、その臭いは悪臭となります。

 まず、規制対象として、規制地域内における全ての工場等が規制対象となります。

 八尾市は、規制地域として、八尾市全域を指定しています。

 規制方法としては、特定悪臭物質による物質規制と、臭いの強さによる臭気指数規制があり、そのどちらかとなりますが、本市は物質規制を採用し、法に基づき、特定悪臭物質22物質（アンモニア、硫化水素、トルエン、キシレン等）について規制基準を定めています。規制基準は、参考資料にありますように、敷地境界線上の1号基準、気体排出口（煙突など）

の2号基準、排出水の3号基準がございます。この基準についても八尾市が定めています。

規制基準不適合で、かつ住民の生活環境が損なわれている場合、改善勧告、命令、罰則の対象となります。

これが法に基づく規制概要です。

次に(2)市条例に基づく規制についてご説明させていただきます。

条例第29条及び要綱第4条(三段表の8ページになります。)において、特定悪臭物質の排出抑制についての努力規定があります。そして三段表の12ページから13ページにかけて、条例第34条(許可の条件)に基づき、要綱第7条第2号において、特定工場等の許可の条件として、条例第29条の努力規定の遵守を規定しています。

以上が本市の悪臭規制の概要です。

このような規制を行っていますが、悪臭苦情の状況を見ますと、ここ5年間は、年間20件程度寄せられており、大気、騒音に次いで多くなっています。主な発生源としましては、塗装関係、金属製品製造業関連、食料品製造業、ゴム製品製造業などがあります。製造業以外では、飲食店や廃棄物関連、個人の畑の肥料などもあります。

これらの苦情に対し、現状では特定悪臭物質以外の臭気については悪臭防止法及び市条例で規制できないため、指導が難しくなっています。

特定悪臭物質からの苦情についての規制や、未然防止のため、既存の規定は残しつつ、苦特定悪臭物質以外の臭気苦情の未然防止や早期解決のため、つぎのように改正したいと考えています。

悪臭防止に関する指導指針等を作成し、物質規制では指導が難しい苦情において、指針等による臭気指数に基づく指導を行うこととします。工場等の設置の事前相談や許可申請時においても、悪臭苦情発生の可能性がある場合は、指針等についても説明し、必要な措置についての指導を行うことにより、未然防止を図ります。

法律による臭気指数規制の導入についても考えましたが、小規模工場等が多い本市において、臭いの強さだけで一律に規制をかけることは厳しすぎると考え、また、工場等の自主的な取組みを推進していくという方針からも、指針等による行政指導の方が望ましいと考えました。今後、指針等に基づく指導に応じず、解決しない苦情が増えてくれば再度検討しなければならぬと考えています。

以上が悪臭に関する方針の改正案となります。

よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明についてご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

委員 確認ですけど、最近の苦情というのは22物質以外で起こっているということによろしいですか。

事務局 22物質で起こっている分もございますけれども、それ以外の部分もあるというところでございます。

事務局 悪臭といいますのが感覚的な公害になりますので、例えば苦情者さんが今この物質で苦情を言っておられるかという検証は非常に難しいです。

委員 参考資料5の裏に悪臭防止法の体系というのがございますよね。それで二重線で囲まれたところが都道府県、市または特別区の長が行う事務と書いてあって、黒塗りのところが市町村が行う事務って書いてあるんですけども、現状はこの二重線から八尾市は権限を持っているという考えでよろしいですか。

事務局 そうです。

委員 二重線のところからですよ。そしたらその規制基準の設定でこの物質規制と臭気指数規制とがあってこれ”or”ってなってるんですけど、両方やる場合というのはできないんですよ。法律上。

事務局 はい。そうです。

委員 この理由はあれでしょうか。臭気というのは先ほど言われたように人の感覚で皆違いますよと、非常に分かりにくいと、物質だったらはっきり特定できると、どこの化学薬品の名前まではっきりわかるということが1つでしょうね。それからもうひとつ参考までに量的なものもあるんですか。使用量。1日当たり何リットルとか。

事務局 量はないですね。特定悪臭物質の規制の方は濃度になります。

委員 濃度ですか。わかりました。

事務局　　大きな流れとしましては、特定悪臭物質から臭気指数へ移行して行っているというのが現状で、大阪府内でも、大阪市は平成21年ぐらいに物質規制から臭気指数に変更はされてございますが、この臭気指数と申しますのが、極端な話を言いますと、焼肉屋でありますとか焼き鳥屋のにおい、クリーニング店のにおい等に対しましても臭気の指数というところで表しますので、すべてが不快だと思えば対象になってきます。一方で物質規制は、当然人体への影響等々を考慮した中での特定22物質でございますので、そこについての規制ということで、我々が先ほど申しました住工混在している中で、ある一定の大きな法体系の下では22物質というのを規制しながら、やはり個々の苦情というのもございますので、そこにも対応していけたらと思っています。ただ、はたしてこれを条例の中に入れてしまいますと、結局両サイドで指導していかなければいけないというところにはなってくるところでございます。

委員　　その臭気指数というのは、そんなに主観的なのですか。もう少し客観的なものではないんですか。

事務局　　臭気指数につきましては臭気判定士という方がおられまして、この、人の感覚になります。パネラーさんがおられましてそこにある検体物質をお渡しさせていただいてこれを100倍、1000倍、10000倍希釈したところでの数値という形で、数値化されましてそれが敷地境界でいくらだというような形です。もう一方の悪臭物質の規制は、瞬時にその場の空気を抜き取りまして、これを分析機器にかけるといった手法になります。

事務局　　先ほどから申しあげておりますように悪臭苦情というのは感覚公害ですので、苦情ということに捉えますと、本来は苦情者さんにより近いような感覚を規制としてかけるのであれば臭気指数規制のほうが適切であると、国はそういう考え方を持っています。だから環境省も臭気指数規制への移行を進めているところなんですけど、先ほどありましたように焼肉店であるとか飲食店であるとかというところの苦情も、すべての事業場が対象となってしまう。進んでいるのは進んでいますが、劇的にほとんどの市町村が臭気指数規制に移行しているかといえば、そうでもないというところですよ。もう一つ補足説明をさせていただきますと、先ほど悪臭防止に関する指導指針というものを作成するということがありましたけれども、我々内部的には、そういった感覚的な苦情に対しましても対応できるようにということで、昭和60年に悪臭防止指導指針というものをある一定、作成し

ております。ですからそういう飲食店であるとかそういった苦情が発生した場合、特定悪臭物質規制ではどうしても対応できないという場合は、その指針を用いましての対応も検討するというところでございます。

事務局 現状の悪臭苦情についてももう少し詳細をご説明させていただきますと、参考資料2の裏側に公害苦情の棒グラフでお示しさせていただいているところで、悪臭については水色、一番上から2番目に悪臭の苦情件数について、1980年から平成25年度までお示しさせていただいているところです。ぱっと見たところ、もう一つ増減の傾向が捉えられないような状況に見えますけれどもこれは、縦軸のレンジが非常に広いレンジとさせていただいていますので、もう少し詳細についてみてみますと、実際は1980年、2000年では、40件に少しいかないような状況でしたが、本市の特定悪臭物質濃度による悪臭規制の効果と申しますか、平成27年度、26年度のここ数年については22件、25件と、約40件から20件くらいへと減少している傾向にございます。それで、先ほどからお話に出ております臭気指数による規制、例えば焼肉店とかそういった飲食店には特定悪臭物質濃度による規制は難しいということで指数による規制も注目されてきているといったお話があったかと思いますが、本市の状況では、大体ここ5か年くらいで見ますとそういった飲食店でありますとかサービス業でありますとか、指数による対応のほう望ましいという件数につきましては約大体1割程度といった状況にございます。現状としてはそういった状況にございます。

委員 この悪臭の中にね、有害物質というんですか、工場のそばにいらっしゃる住民から苦情が出て、市役所に連絡がいく。そして質的には今おっしゃった、においは同じようなにおいでも、あんまりにおいがしないけど有毒やというやつもあるかもしれませんね。においはすると、そのにおいは嫌ですけれど、まあ辛抱できる場合ですね、しかし有害なものを含んでいるというのはありますか実際に。人の健康をですね、委員ですかね、ちょっと私、専門的にはわかりませんので。人の健康に関して、そのにおいとかで、あるいは大気も参考に聞きたいんですけど、データというか見解がありますか。

委員 今すぐには出てこないですけども、シックハウスとか有機系で壁のやつでちょっと新築の家に入られた方で体調が悪くなったとかでの相談は保健所に来るといことは今でも何件かあります。その際はご協力させてい

ただいご相談とかさせていただいた件は、それこそ年数件くらいの形では、あることはあります。

委員 公害じゃなしに自らの家でということですね。

委員 そういう関係で、壁塗りというか、ああいうようなところをつくっておられるようなところではありうるのかなという感じはしております。

委員 まあそういう点でやっぱり市からの広報というんですかね、そういうことも大事かもしれませんね。シック症候群は違いますけれどね。公害で、そういう臭気でもちょっと癖の悪いやつですね。それから参考に、PM2.5ですかね、大きな問題になっているんですけども、日本でも時々気象庁からそういう話がありますからね。気象庁からそういう話があったら、今日は家からあまり出ない方がいいとかマスクをしようとかいう意識が大事なことですよね。同じように臭気でもそういうことができるのか。まあ件数が少ないから実態が定かではないかもしれませんが。

委員 現在の八尾市の公害防止条例は29条で工場等の設置者は生活環境に著しい影響を及ぼす悪臭を発生させないように努めなければならないということですよ。それで生活環境に著しい影響を及ぼす悪臭と書いてあってこれがどのくらいのものなのかというのがちょっと曖昧だなというのと、やっぱり文字通りいうとこの著しい影響となるとかなり限定してくるけれども、においに対する苦情というのはもう少し個性的にいろいろ出てくるんじゃないかと。そうしたら、その問題の解決のためには両者で話し合ってもらって、例えばにおいが外に漏れるのを防ぐ経路を、もっと高くして拡散するとか、なんかありうると思うんですよ。だから規制、何ppm以上だと禁止、みたいな話ではなくて、全くの自由でもなくて、中間で両者が話し合う中で何とかしてくださいみたいなシステムを、特にこういう微妙な問題は、当事者で話し合ってもらわないとなかなか。

事務局 実際、悪臭防止法というのがございまして、特定悪臭物質で今規制をやっているところなんですけど、正直申しましてほとんど我々行政サイドが特定悪臭物質を測って基準遵守していますよとか超過してますよとかいうのは、ケースとしてはほとんどないです。むしろ今、委員がおっしゃったように我々行政が発生源と苦情者さんの間に立たせていただきまして、例えばその改善策の中でダクトを上にあげるであるとか、反対に向けてほしい

とかあるいはフィルターをかましたらどうかとかいうようなそういうアドバイス等々はですね、我々行政指導の中で行っています。悪臭の対応につきましてはむしろそっちの方がメインになります。

事務局　　少し補足させていただきますと、先ほど委員がおっしゃられましたように住民さんとの直接の話し合いというところでしたら、本市のほうで別に八尾市生活環境紛争処理条例という条例を持っておりまして、大阪府の公害審査会などと趣旨は一緒なんですけれども、調停制度か和解の仲介として、別途委員さんに入っていて、お互いで条件を出し合って合意すればそこで和解というような制度も持っています。今後都市生活型公害、生活騒音など、その条例との連携も強化していかなければならないと感じているところでございます。

委員　　条例の強化に対してはいいんですけれどもね、今までの20件に対していろいろ指導されて大体解決しているんですかね。

事務局　　私は住民さんと直接お話させていただく、対応させていただく機会が多いんですけれども、現行の法体系の下に、先ほども申しました特定悪臭物質濃度による規制について、その中で実際は、測定するといった話にはなっていないんですけれども、委員がおっしゃられましたやっぱり悪臭というのは感覚公害ということで、事業所様と住民様との間に入って双方に妥協できるような点を見つけていけるような対応を現状はとっておりまして、その中で、例えばダクトを、少し向きを変えるとか、フィルターを入れるとか、そういった対応の中で現状は、一定苦情者様にご納得いただいているような状況でございます。

委員　　八尾市では実際にこの臭気強度表示法というのを使ったことはないわけですか。

事務局　　過去にはございます。以前に測定も実際にさせていただいたことがございまして、臭気判定士を市の方で選任いたしまして、現場でも測定しました。そのための臭いを集める装置も持っています。それで、今の現行の条例、委員におっしゃっていただいた、あまりにも29条が漠然としすぎていてわかりにくいというところもございますので、公害防止条例として、公害の未然防止という視点からも何か、事業者が取り組みやすい方法でありますとか、ポイントとして、工場を運営する中で対策を後日講じないと

いけないというようにならないような形で入れられればと思っています。その一つの手法として、現行ございます悪臭の特定悪臭物質のみならずこういったことを条文に盛り込んでいくという。現行、指針は持っていますけれども、対外的にお示しできておりませんので、そういったところで規制の強化といいますか、未然防止をさらに図っていければというところがございます。

委員 まあこれについては、東大阪市、事業者多いですね。それから豊中市も先ほどおっしゃっておられましたけれども。そういう他市の実情をですね、研究されておると思うんですけども、その辺もご参考にして作っていただきたいなと思っております。

会長 他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
それでは皆様ありがとうございました。今日の審議はこれですべてだと思います。これを持ちまして終了といたします。その他、ご意見とかございませんようでしたらこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

3 閉会

会長 それでは本日の審議会はこれを持ちまして閉会といたします。